

稲城市告示第 56 号

指定特定相談支援事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 51 条の 20 第 1 項の規定により、下記の者を指定特定相談支援事業者に指定したので、同法第 51 条の 30 第 2 項第 1 号及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定等及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則（平成 24 年稲城市規則第 6 号）第 5 条の規定により、その旨を公示する。

令和 8 年 4 月 1 日

稲城市長 高橋 勝浩

記

- | | | |
|---|------------|---------------------------------------|
| 1 | 事業者の名称 | 社会福祉法人生活工房 |
| 2 | 主たる事務所の所在地 | 神奈川県川崎市多摩区南生田二丁目 16 番 14 号
桜の杜 301 |
| 3 | 事業所の名称 | むつみ |
| 4 | 事業所の所在地 | 東京都稲城市平尾一丁目 9 番地の 1
複合施設ふれんど平尾 1 階 |
| 5 | 指定年月日 | 令和 8 年 4 月 1 日 |
| 6 | 事業の種類 | 特定相談支援事業 |
| 7 | 事業の主たる対象者 | 知的障害者 |
| 8 | 事業所番号 | 1334800313 |